

## 長崎県知事管理漁獲可能量

### 7 漁振第418号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和7年長崎県告示第214号の2）の一部を次のように変更し、令和7年12月26日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

また、長崎県資源管理方針別紙1-1第5及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（長崎県くろまぐろTAC計画）（令和7年12月26日変更）第3の2に定める海区別かつ採捕の種類別の割当量は別紙のとおり。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和7年4月1日から令和8年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 913.700 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 424.200 トン

#### 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和7年4月1日から令和8年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 81.043 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 818.185 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 112.415 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 308.939 トン

(別紙)

① 小型魚

(単位:トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	6.697	0.333	7.030
県北	40.247	21.679	61.926
五島	151.536	<u>30.823</u>	<u>182.359</u>
壱岐	156.362	9.832	166.194
対馬	463.343	18.376	481.719
小計	818.185	<u>81.043</u>	<u>899.228</u>

② 大型魚

(単位:トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.426	2.202	3.628
県北	4.703	27.322	32.025
五島	6.172	34.987	41.159
壱岐	285.282	26.344	311.626
対馬	11.356	21.560	32.916
小計	308.939	112.415	421.354